

# 森林経営管理法について

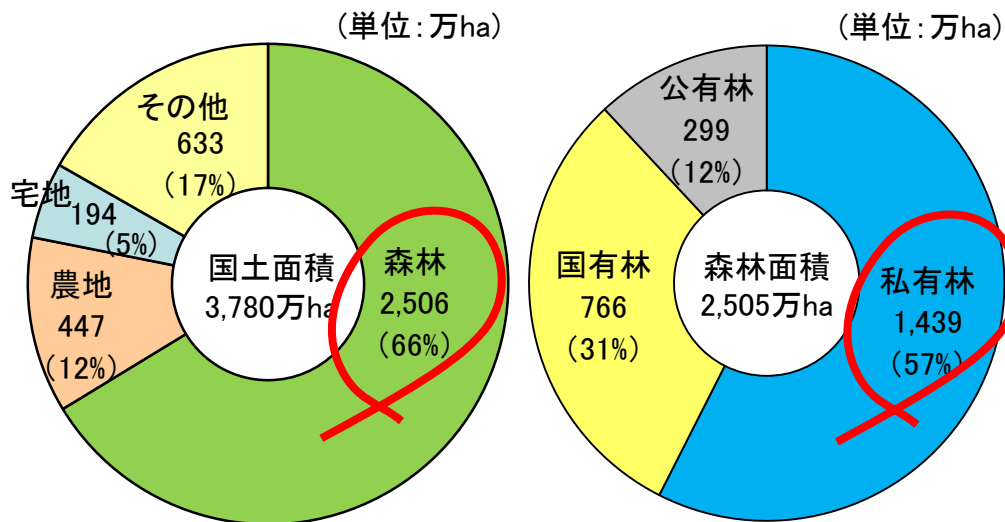
令和元年10月7日

林野庁

# 森林の所有構造、所有者不明森林の状況について

- 森林面積の約6割は私有林であり、その所有構造は小規模・零細
- 森林所有者の不在村化や高齢化が進む中、所有者情報の把握は早急な対策が必要
- 所有者不明森林は森林の経営管理などに支障

## ■ 国土面積と森林面積の内訳



資料: 国土交通省「平成29年度土地に関する動向」

(国土面積は平成28年の数値)

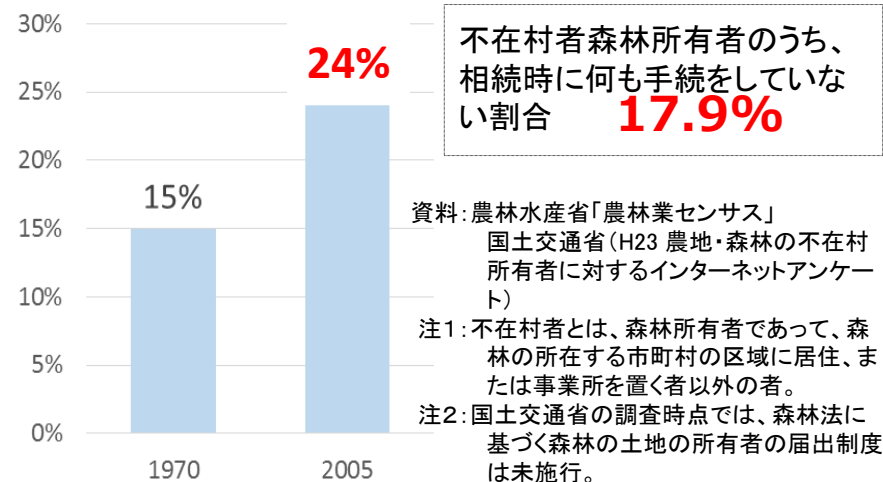
注: 林野庁「森林資源の現況」とは森林面積の調査手法及び時点が異なる。

資料: 林野庁「森林資源の現況」

(平成29年3月31日現在)

注: 計の不一致は、四捨五入による。

## ■ 不在村者保有の森林面積の割合



## ■ 地籍調査での登記簿上の所有者不明土地の割合

土地利用	割合 (%)
宅地	19.3%
農用地	19.0%
林地	<b>28.2%</b>
合計	22.2%

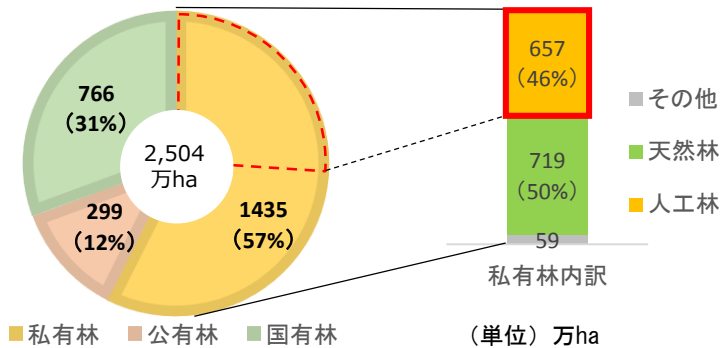
資料: 国土交通省(平成29年度地籍調査における土地所有者等に関する調査)

注: ここでの「所有者不明」としては、登記簿上の登記名義人(土地所有者)の登記簿上の住所に、調査実施者から現地調査の通知を郵送し、この方法により通知が到達しなかった場合を計上。

# 森林経営管理制度の対象

- 森林経営管理制度が対象とする森林は、基本的に**私有人工林**（日本の森林面積の約4分の1）のうち、**適切な経営管理が行われていない森林**
- 「**経営管理**」とは、市町村が森林法に基づき策定する「市町村森林整備計画」に定められた標準的な施業方法から著しく逸脱せずに、**適時に伐採、造林及び保育**を実施すること

## ◆対象とする森林面積



出典：林野庁「森林資源の現況(平成29年3月31日現在)」



## ◆標準的な施業方法



3 回程度

**植栽**

苗木を植え付ける。植え付けた木を植栽木という。

**下刈り**

植栽木に日光が当たるよう、雑草や灌木を刈り払う。

**除伐**

植栽木の成長を妨げる雑木や形質の悪い植栽木を取り除く。

**間伐**

樹木の成長に応じて、一部の植栽木を伐採し、立木密度を調整する。

**主伐**

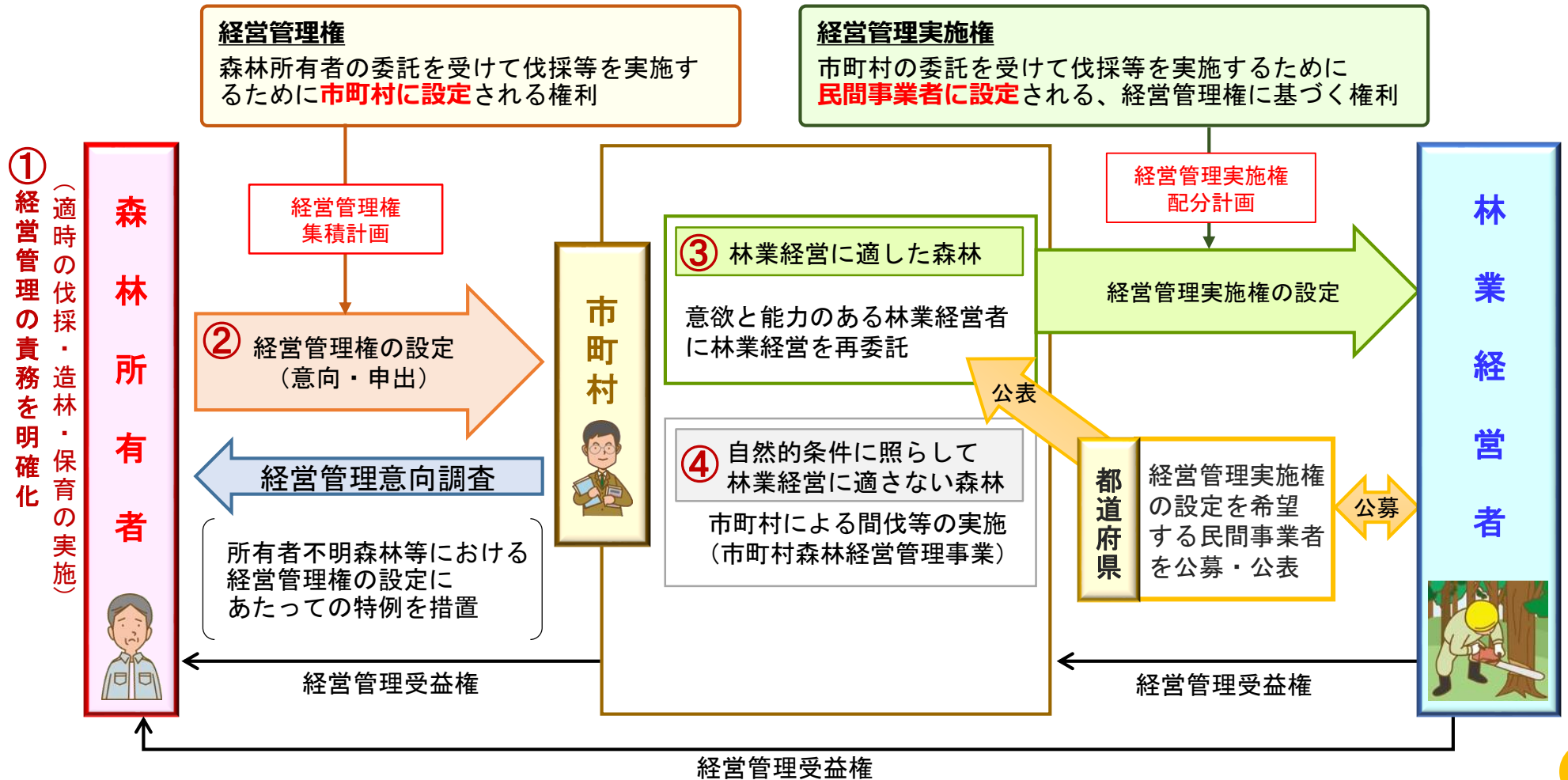
伐採し、木材として利用する。

## 森林の適切な更新

伐採後に再び苗木を植えることで、森林が適切に更新される。

# 森林経営管理制度の流れ

- ① 森林所有者に適切な森林の経営管理を促すため責務を明確化
- ② 森林所有者自らが森林の経営管理を実行できない場合に、**市町村が森林の経営管理の委託**を受け
- ③ 林業経営に適した森林は、意欲と能力のある**林業経営者に再委託**
- ④ 林業経営に適さない森林にあつては、**市町村が管理を実施**

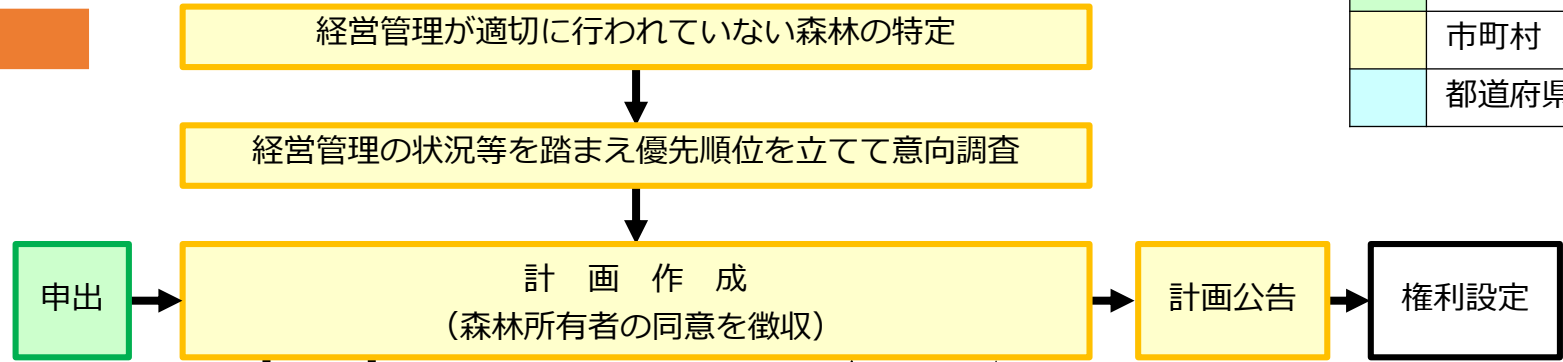


# 所有者不明森林等に関する特例措置

	森林所有者
	市町村
	都道府県

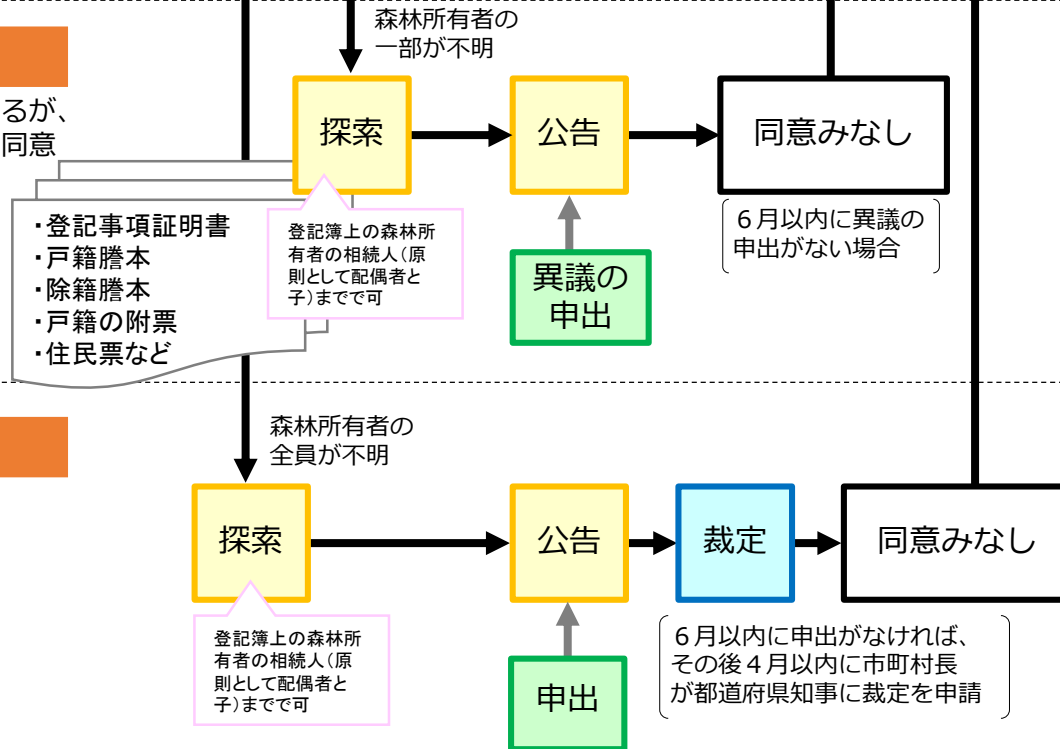
## 原則

森林所有者全員が知れており、全員が計画作成に同意



## 共有者不明森林の特例

森林所有者の一部が不明であるが、知っている全員が計画作成に同意



## 所有者不明森林の特例

森林所有者全員が不明

**【留意事項】**

- 存続期間の上限は50年
- 以下の場合には取消の申出可
- ◆ 民間事業者に経営管理**実施権**が設定されていない場合
  - ・ 共有者不明森林 → いつでも取消申出可
  - ・ 所有者不明森林 → 計画公告から5年以降に取消申出可
- ◆ 民間事業者に経営管理**実施権**が設定されている場合
  - ① 民間事業者の承諾を得たまたは、
  - ② やむを得ない事情かつ民間事業者に対し損失の補償を行った場合に取消申出可

# 森林の土地所有者届出制度について (H23森林法改正)

- 平成24年4月から新たに森林の土地の所有者となった場合に市町村長への事後届出を義務付け、森林の土地の所有者の異動を把握。(森林法第10条の7の2)
- あわせて、森林法の施行に必要な限度で所有者情報を内部利用できる旨を規定(森林法第191条の2)
- これらにより、平成24年4月以降、届出義務がある者に関する固定資産課税台帳の情報については、市町村内部での利用が可能となったところ

## 制度の概要

新たに森林の土地の所有者となった者

90日以内に届出  
国土利用計画法に基づく届出をしたときは不要

無届 虚偽届出

10万円以下の過料

市町村

林務  
部局

届出義務がある者に関する固定資産課税台帳の情報

税務  
部局

保安林等に係る届出は30日以内に通知

都道府県

## 届出が必要となる場合

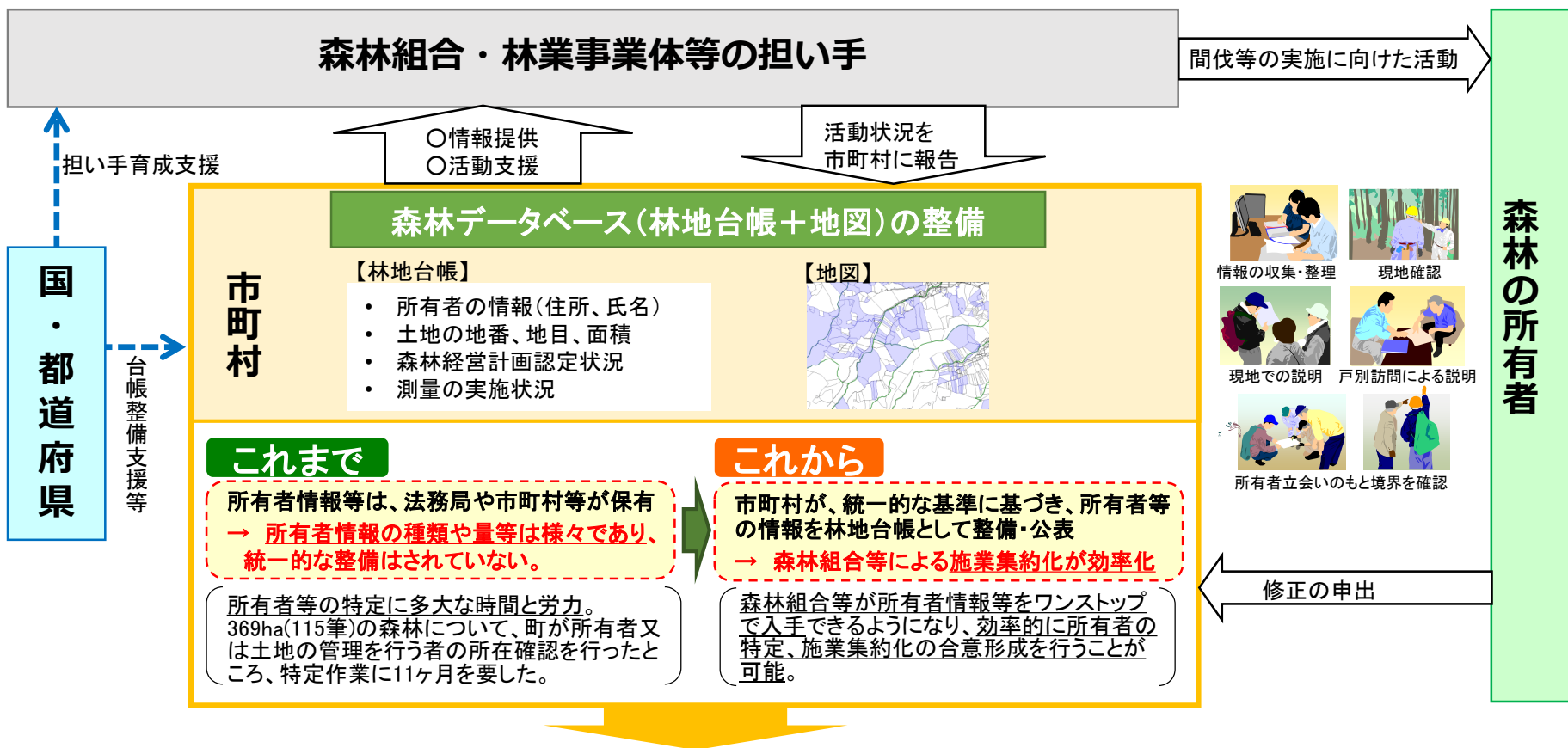
- ✓ 売買による森林の土地の取得  
ただし、森林を含む土地について、次の面積の売買は国土利用計画法に基づく届出を行わなければならないため森林法上の届出は不要  
市街化区域 : 2,000m<sup>2</sup>以上  
その他の都市計画区域 : 5,000m<sup>2</sup>以上  
都市計画区域外 : 10,000m<sup>2</sup>以上
- ✓ 相続による森林の土地の取得
- ✓ 贈与による森林の土地の取得
- ✓ 森林の土地を所有している法人を買収(法人名義の変更を伴うもの)したことによる森林の土地の取得など

⇒**全ての土地の所有権の移転が対象**



# 林地台帳について (H28森林法改正)

- 森林の施業の集約化を推進するため、**林地の所有者**や**境界測量の状況**などの情報を**地番ごとに整理**した林地台帳を、**民有林が所在するすべての市町村**で整備する制度を創設（森林法第191条の4）
- **平成31年4月**より、台帳情報の一部を公表するとともに、森林所有者や森林組合、林業事業者等へ**情報提供**



所有者・境界が明らかになり、**施業の集約化が進み、間伐等推進、雇用創出、地域材活用**

# 森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律の概要

パリ協定の枠組みの下におけるわが国の温室効果ガス排出削減目標の達成や災害防止等を図るため、森林整備等に必要な地方財源を安定的に確保する観点から、森林環境税及び森林環境譲与税を創設する。

## ◎ 森林環境税の創設〔令和6年度から課税〕〔令和6年1月1日施行〕

納税義務者等：国内に住所を有する個人に対して課する国税

税 率：1,000円（年額）

賦課徴収：市町村（個人住民税と併せて実施）

国への払込み：都道府県を經由して税収の全額を交付税及び譲与税特別会計に直接払込み

## ◎ 森林環境譲与税の創設〔令和元年度から譲与〕〔平成31年4月1日施行〕

譲与総額：森林環境税の収入額（全額）に相当する額（注1）

譲与団体：市町村及び都道府県

使 途：（市町村）間伐や人材育成・担い手の確保、木材利用の促進や普及啓発等の森林整備及びその促進に関する費用

（都道府県）森林整備を実施する市町村の支援等に関する費用

譲与基準：（市町村）総額の9割に相当する額を私有林人工林面積（5/10）、林業就業者数（2/10）、人口（3/10）で按分

※市町村の私有林人工林面積は、林野率により補正

（都道府県）総額の1割（注2）に相当する額を市町村と同様の基準で按分

使 途 の 公 表：インターネットの利用等の方法により公表

（注1）平成35年度までの間は、暫定的に交付税及び譲与税特別会計における借入れにより対応。

借入金は、後年度の森林環境税の税収の一部をもって確実に償還。

（注2）制度創設当初は、都道府県への譲与割合を2割とし、段階的に1割に移行。